

○大分県建築基準法施行細則

昭和四十六年十一月五日

大分県規則第八十一号

改正 昭和五三年六月二七日規則第三七号

昭和五五年三月二五日規則第一六号

昭和五八年一〇月一日規則第五七号

昭和六〇年三月二七日規則第一〇号

昭和六二年九月一〇日規則第四三号

昭和六二年一二月二三日規則第五二号

平成五年一一月一日規則第五八号

平成六年一〇月一日規則第四七号

平成八年一〇月一日規則第六四号

平成九年三月二八日規則第二一号

平成一一年六月八日規則第三七号

平成一二年三月三一日規則第七二号

平成一二年一二月二二日規則第一二二号

平成一三年三月三〇日規則第三三号

平成一五年九月一日規則第六一号

平成一七年八月一九日規則第一一一号

平成一八年三月三一日規則第三三号

平成一九年四月一日規則第二六号

平成一九年六月一二日規則第五七号

平成二一年一二月一八日規則第七〇号

平成二八年六月一日規則第八一号

平成三〇年三月三〇日規則第四一号

大分県建築基準法施行細則をここに公布する。

大分県建築基準法施行細則

大分県建築基準法施行細則（昭和三十五年大分県規則第二十号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）、建築基

準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び大分県建築基準法施行条例（昭和四十六年大分県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行並びに大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号。以下「手数料条例」という。）の規定に基づく確認申請等手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（平一二規則七二・一部改正）

（書類の経由）

第二条 法、政令、省令、条例及びこの規則の規定により知事又は建築主事に提出する書類は、当該建築物、工作物、建築設備又は道路敷地の所在地を所轄する土木事務所長を経由しなければならない。ただし、知事が別に指定した場合は、この限りでない。

（昭五五規則一六・一部改正）

（確認申請等手数料の減免）

第三条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）若しくは土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による事業又はその他の公共事業を施行するために建築物若しくは工作物を建築する場合における法第六条第一項に規定する確認の申請、法第七条第一項に規定する完了検査の申請及び第七条の三第二項に規定する中間検査の申請の手数料（以下「確認申請等手数料」という。）の額は、手数料条例別表第三の建築基準法関係事務の項の手数料のうち次の各号に掲げる手数料の額の二分の一とする。

- 一 建築物確認申請手数料（構造計算適合性判定を要する場合に加算する額を除く。）
- 二 建築設備確認申請手数料
- 三 建築設備計画変更確認申請手数料
- 四 工作物確認申請手数料
- 五 工作物計画変更確認申請手数料
- 六 建築物完了検査申請手数料
- 七 建築設備完了検査申請手数料
- 八 工作物完了検査申請手数料
- 九 中間検査を受けた建築物完了検査申請手数料
- 十 中間検査を受けた昇降機完了検査申請手数料
- 十一 建築物中間検査申請手数料
- 十二 昇降機中間検査申請手数料
- 十三 工作物中間検査申請手数料

2 災害により住宅を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生した日から一年以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合における確認申請等手数料（建築物確認申請にあつては構造計算適合性判定を要する場合に加算する額を除く。）は、免除する。

3 前二項の規定により確認申請等手数料の減額又は免除を受けようとする者は、それを証する書類を当該申請書に添えなければならない。

（昭五五規則一六・平八規則六四・平一一規則三七・平一二規則七二・平一九規則五七・一部改正）

#### 第四条 削除

（平一二規則七二）

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第五条 法第五十三条第三項第二号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 周辺の長さの三分の一以上が道路又は公園、広場、川、海その他これらに類するものに接する敷地
- 二 周辺の長さの六分の一以上が幅員十二メートル以上の道路に接する敷地
- 三 周辺の長さの六分の一以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、川、海その他これらに類するものがあり、これらとその道路との幅員の合計が十二メートル以上である敷地

（昭五五規則一六・一部改正）

（道路面と敷地地盤面に高低差がある場合）

第六条 政令第百三十五条の二第二項の規定による前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面から一メートルだけ低い位置にあるものとみなす。

（昭五五規則一六・全改）

（意見の聴取の請求）

第七条 法第九条第三項又は第八項（法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項若しくは第三項、法第九十条第三項又は法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した意見の聴取請求書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

（昭五五規則一六・平六規則四七・平一七規則一一一・平二一規則七〇・一部改正）

（意見の聴取の公告）

第八条 意見の聴取の公告は、意見の聴取に係る建築物（工作物及び道路敷を含む。）の所在する市町村の区域を管轄する土木事務所の掲示板その他適当な場所に掲示して行う。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、同項の規定によるほか大分県報に登載して行う。

（昭四五規則一六・平六規則四七・一部改正）

（意見の聴取の放棄）

第九条 法第九条第五項（同条第八項、法第十条第四項、法第四十五条第二項、法第八十八条第一項、第二項若しくは第三項、法第九十条第三項又は法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による通知又は法第四十六条第二項若しくは法第四十八条第十六項の規定による公告により出頭を求められた者が、通知書又は公告に示された期日及び場所に出頭しないときは、その者は意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなす。ただし、出頭を求められた者が、特別の理由により出席できない旨をあらかじめ文書をもつて知事に届け出た場合は、この限りでない。

（昭四五規則一六・平五規則五八・平六規則四七・平一七規則一一・平二一規則七〇・平三〇規則四一・一部改正）

（意見の聴取の代理人及び証人の出席）

第十条 法第九条第五項の規定による通知を受けた者が、代理人又は証人を出席させることは、あらかじめ文書をもつて知事に届け出なければならない。

（昭四五規則一六・平六規則四七・一部改正）

（意見の聴取の参考人の出席）

第十一條 知事は、意見の聴取に際し参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

（昭四五規則一六・平六規則四七・一部改正）

（意見の聴取の秩序維持）

第十二条 知事は、意見の聴取の秩序を維持するため必要があるときは、出席者を制限し、又は退場を命ずることができる。

（平六規則四七・一部改正）

（意見の聴取の延期）

第十三条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合又は第九条ただし書の規定により、届出をした者について必要と認める場合には、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により期日を延期するときは、第八条の規定を準用する。

(昭五五規則一六・平六規則四七・一部改正)

(確認申請書の添付図書)

第十四条 法第六条第一項の規定による建築物の建築等に関する確認（以下「建築の確認」という。）の申請書には、省令第一条の三、第二条の二又は第三条に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。

- 一 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物（これらの用途に一部を供する建築物を含む。）を建築する場合にあつては、／工場／危険物／調書（第二号様式）
- 二 建築物に屎尿浄化槽を設置する場合にあつては、その構造設備に関する屎尿浄化槽設置概要書（第三号様式）
- 三 がけ（条例第二条に規定するものをいう。以下同じ。）に近接して建築物を建築する場合にあつては、がけの形状、土質等を示す図書
- 四 建築物に予備電源を有する照明設備又は換気、排煙若しくは避雷の設備を設置する場合にあつては、これらの設備の設計図書
- 五 三階以上の階にはめごろし窓を有する場合にあつては、その主要部分の材料の種別及び寸法を示す図書
- 六 その他建築主が必要と認める図書

(昭五五規則一六・昭六〇規則一〇・平五規則五八・平九規則二一・平一一規則三七・平二一規則七〇・一部改正)

(許可申請書の添付図書)

第十五条 法の規定（法第八十六条第三項及び第四項並びに法第八十六条の二第二項及び第三項を除く。）による許可を受けようとする者は、許可申請書に省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に規定する図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 法第四十八条第一項から第十四項までのただし書の規定による許可で、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物（これらの用途に一部を供する建築物を含む。）に係るものについては、機械配置を明示した図書及び前条第一号に規定する／工場／危険物／調書
- 二 法第五十六条の二第一項ただし書の規定による許可については、省令第一条の三第一項の表二の（三十）項に掲げる図書のうち日影図及び日影形状算定表
- 三 その他知事が必要と認める図書

(昭五五規則一六・全改、昭六二規則五二・平五規則五八・平一一規則三七・平一

五規則六一・平二一規則七〇・平三〇規則四一・一部改正)

(確認等の取下げ)

第十六条 法の規定による許可の申請書、認定の申請書又は建築の確認の申請書を提出した者は、知事又は建築主事が許可、認定又は確認をする前に当該申請書を取り下げようとするときは、／許可申請書／認定申請書／確認申請書／取下届（第四号様式）を知事又は建築主事に提出するものとする。

(昭六〇規則一〇・全改、平一一規則三七・一部改正)

(建築主等の変更等)

第十七条 建築主は、建築の確認を受けた建築物について、工事監理者又は工事施行者を選定し、又は変更するときは、工事監理者／選定／変更／届（第五号様式）又は工事施行者／選定／変更／届（第六号様式）を建築主事に提出しなければならない。

2 法の規定による許可又は建築の確認を受けた建築物の建築主は、その工事完了前に建築主を変更するときは、建築主変更届（第七号様式）に許可通知書又は確認済証を添えて知事又は建築主事に提出するものとする。

(昭五五規則一六・昭六〇規則一〇・平一一規則三七・一部改正)

(工事の取りやめ)

第十八条 建築主は、法の規定による許可又は建築の確認を受けた建築物の全部又は一部の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第八号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて知事又は建築主事に提出するものとする。

- 一 許可通知書又は確認済証
- 二 建築物の一部を取りやめたときは、その部分を明示した設計図書

(昭五五規則一六・平一一規則三七・一部改正)

(施工状況報告)

第十九条 木造以外の建築物で、三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートルを超えるものの建築主は、当該建築物が次の各号のいずれかに該当するときは、施工状況報告書（第九号様式）により速やかにその施工の状況を建築主事に報告しなければならない。

- 一 基礎及び各階の配筋を終了したとき。
- 二 鉄骨の建方を終了したとき。
- 三 その他建築主事が必要と認めてあらかじめ指定した施工の状況に達したとき。

(昭五五規則一六・全改、平五規則五八・一部改正)

(建築物の定期報告)

第二十条 省令第五条第一項の規定による報告の時期は、三年ごとの年の七月一日から十二月二十日までとする。

- 2 省令第五条第四項の規定により知事が定める書類は、省令第一条の三第一項の表一の(い)項に掲げる図書とする。
- 3 法第十二条第一項の規定による調査は、報告日の前六月以内にしなければならない。  
(昭五五規則一六・全改、昭六〇規則一〇・平九規則二一・平一二規則一二二・平一五規則六一・平二八規則八一・一部改正)  
(建築設備の定期報告)

第二十一条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、政令第十六条第一項に規定する建築物に設ける換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る。）、排煙設備（法第三十五条の規定により設けた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（同条の規定により設けた非常用の照明装置（非常用電源内蔵型のものを除く。）に限る。）とする。

- 2 省令第六条第一項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - 一 政令第十六条第三項第一号に掲げる昇降機 四月一日から前年の報告を行つた日（設置後最初に行う報告においては、法第八十七条の二において準用する法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して一年（省令第六条第一項の国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定検査項目」という。）については三年）を経過する日の属する月の末日までの期間
  - 二 政令第十六条第三項第二号に掲げる防火性設備及び前項に規定する特定建築設備等毎年（大臣指定検査項目については三年ごとの）四月一日から十二月二十日までの期間
- 3 省令第六条の二の二第一項の規定による報告の時期は、四月一日から前年の報告を行つた日（政令第百三十八条の三に規定する昇降機等の設置後最初に行う報告においては、法第八十八条第一項において準用する法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日）の翌日から起算して一年（大臣指定検査項目については三年）を経過する日の属する月の末日までとする。
- 4 法第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査は、報告の日前二月以内にしなければならない。  
(平二八規則八一・全改)  
(不適格建築物の報告)

第二十二条 既存建築物が都市計画法第八条第一項の規定により地域若しくは地区の指定又は変更により、法第四十八条第一項から第十四項まで、法第五十二条第一項又は第二項、法第六十一条又は法第六十二条第一項の規定に適合しなくなつた場合においては、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は、管理者）は、その指定又は変更の日から起算して六月以内に不適格建築物報告書（第十号様式）に省令第一条の三第一項の表一の（い）項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（昭五五規則一六・平五規則五八・平一一規則三七・平一五規則六一・平二一規則七〇・平三〇規則四一・一部改正）

（道路位置の指定申請）

第二十三条 法第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、道路位置指定申請書（第十一号様式）に、次の各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 省令第九条に規定する図面及び承諾書（第十二号様式）
  - 二 指定申請者及び承諾者の印鑑証明書
  - 三 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）による最近の土地の登記事項証明書
  - 四 字図
  - 五 その他知事が必要と認める図書
- 2 知事は、前項の規定による申請が政令第百四十四条の四第一項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めたときは、その旨を当該指定申請者に通知するものとする。

（昭五五規則一六・全改、平一五規則六一・平一七規則一一・一部改正）

（道路の築造及び位置の標示）

第二十四条 前条第二項の規定による通知を受けた指定申請者は、当該通知に係る道路を築造し、かつ、その道路の起点すみ切の場所に位置の標識（第十三号様式）を設置しなければならない。

- 2 指定申請者は、前項の規定により築造を完了し、かつ、位置の標識を設置したときは、工事完了報告書（第十四号様式）を知事に提出し、検査を受けなければならない。
- 3 第一項の規定により設置した位置の標識は、知事の委任又は命令を受けた県の職員が立ち会わなければ、これを移動してはならない。

（昭五五規則一六・全改、平一五規則六一・平一九規則二六・一部改正）

（私道の変更及び廃止）

第二十四条の二 法第四十二条第一項第三号若しくは第五号又は同条第二項若しくは第三

項の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、私道／変更／廃止／申請書(第十五号様式)に、省令第九条に規定する図面及び承諾書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請された私道の変更又は廃止を認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。この場合において、私道の廃止に係る通知を受けた申請者は、速やかにその標識を除去しなければならない。

(昭五五規則一六・追加、平一五規則六一・一部改正)

(道路とみなされる道の指定)

第二十五条 法施行の際に、又は法施行後都市計画区域として指定された際に、現に存在する幅員四メートル未満、一・八メートル以上の道で、一般の交通の用に供されているものは、法第四十二条第二項の規定により、同条第一項の道路とみなす。

(屎尿浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域の指定)

第二十五条の二 政令第三十二条第一項の表の特定行政庁が衛生上特に支障があると認め規則で指定する区域は、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市及び宇佐市を除く大分県の区域のうち、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項の認可を受けた事業計画において二年以内に処理区域となることが予定されている区域を除いた区域とする。

(昭六二規則四三・追加、平九規則二一・一部改正)

(垂直積雪量)

第二十五条の三 政令第八十六条第三項に規定する垂直積雪量の数値は、次の表の上欄に掲げる区域に応じて、同表の下欄に掲げる式によって計算したものとする。

区域	垂直積雪量(単位 メートル)
豊後高田市	$0.0006ls - 0.09rs + 0.21$
その他の区域(大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市及び宇佐市を除く。)	$0.0003ls - 0.05rs + 0.10$

この表において、ls及びrsは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ls 敷地の標高(単位 メートル)

rs 敷地の海率(敷地を中心とした半径二十キロメートルの円の面積に対する当該円内の海の面積の割合をいう。)

2 次の表の上欄に掲げる区域の垂直積雪量は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる数値によることができる。

区域	垂直積雪量（単位 メートル）
杵築市（大田を除く。）、臼杵市（野津町を除く。）、津久見市、国東市、東国東郡及び速見郡の区域のうち標高が二百メートル以下の区域	○・一五
竹田市、臼杵市（野津町に限る。）、豊後大野市、杵築市（大田に限る。）、由布市及び玖珠郡の区域のうち標高が五百メートル以下の区域	○・二五
豊後高田市の区域のうち標高が二百メートル以下の区域	○・三五

(平一三規則三三・追加、平一七規則一一・平一八規則三三・一部改正)

(認定申請書の添付図書)

第二十六条 法、政令又は条例の規定（法第八十六条第一項及び第二項並びに法第八十六条の二第一項を除く。）により知事の認定を受けようとする者は、認定申請書（政令第百十五条の二第一項第四号又は条例第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十七条の規定による認定を受けようとする場合は第十六号様式）に、省令第一条の三第一項の表一の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他知事が必要と認める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(平一一規則三七・全改、平一三規則三三・平一五規則六一・一部改正)

(建築協定の認可申請書の添付図書)

第二十七条 法第七十条第一項又は法第七十六条の三第二項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（第十七号様式）に建築協定書、省令第一条の三第一項の表一の（い）項に掲げる附近見取図及び配置図並びに協定しようとする建築物の基準を示す図面を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の建築協定認可申請書には、建築協定区域内における法第六十九条の規定による土地の所有権者等の住所及び氏名を記載した建築協定同意書を添えなければならない。
- 3 法第七十四条の規定による建築協定の変更又は法第七十六条の規定による建築協定の廃止をしようとする者は、前二項の規定に準じ、建築協定／変更／廃止／認可申請書（第十八号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 法第七十六条の三第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(昭五五規則一六・平九規則二一・平一一規則三七・平一五規則六一・一部改正)  
(違反建築物の公告の方法)

第二十八条 省令第四条の十七の規定による違反建築物の公告の方法は、建築基準法による命令の公告（第十九号様式）を当該違反建築物又はその敷地内の見やすい場所及び当該建築物の所在する市町村の区域を管轄する土木事務所の掲示板に掲示して行う。

- 2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項の規定によるほか大分県報に登載して行うものとする。

(昭五五規則一六・昭六〇規則一〇・平一一規則三七・平一二規則七二・平一五規則六一・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、用途地域に関する都市計画が決定される日までの間は、第五条中「法第五十三条第二項第二号」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正前の建築基準法第五十五条第三項第二号」と、第六条中「法第五十六条第一項第一号」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正前の建築基準法第五十八条第一項及び第二項」と、第九条中「法第四十八条第十項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正前の建築基準法第五十一条第二項」と、第十五条中「法第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書若しくは第八項ただし書」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正前の建築基準法第四十九条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書及び第五十条第一項若しくは第二項」と、第二十二条中「法第四十八条第一項から第八項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正前の建築基準法第四十九条第一項から第四項まで及び第五十条第一項若しくは第二項」と、第二十六条中「法第五十七条第一項」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百九号）附則第十三項の規定による改正前の建築基

準法第五十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

(昭五五規則一六・旧第三項繰上)

附 則 (昭和五三年規則第三七号)

この規則は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五五年規則第一六号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

(定期報告)

2 この規則施行後、改正後の建築基準法施行細則第二十条第二項の規定により三年ごとに  
行う定期報告の最初の年は、次の各号に定める年とする。

一 第二十条第一項の表の(五)項に掲げる建築物にあつては、昭和五十五年

二 第二十条第一項の表の(一)項又は(二)項に掲げる建築物にあつては、昭和五十六  
年

三 第二十条第一項の表の(三)項又は(四)項に掲げる建築物にあつては、昭和五十七  
年

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づい  
て提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の  
相当の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和五八年規則第五七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年規則第一〇号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年規則第四三号)

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年規則第五八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成五年公布の日から施行する。

(報告に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の大分県建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、改正後の大分県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

（用途地域等に係る許可又は認定の申請手続きに関する経過措置）

3 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十二号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物又は建築物の部分については、この規則の施行の日から改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、新規則第十五条第一号、第二十二条及び第二十六条（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第八十六条第十項に係る部分に限る。）の規定は適用せず、旧規則第十五条第一号、第二十二条及び第二十六条（法第八十六条第九項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成六年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第二一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

（定期報告）

2 この規則施行後、改正後の大分県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第二十条第二項の規定により三年ごとに行う定期報告の最初の年は、次の各号に定める年とする。

- 一 第二十条第一項の表の（一）項に掲げる建築物にあっては、平成九年
- 二 第二十条第一項の表の（二）項に掲げる建築物にあっては、平成十年
- 三 第二十条第一項の表の（三）項、（四）項又は（五）項に掲げる建築物にあっては、平成十一年

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に改正前の大分県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出さ

れている報告書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

附 則（平成一一年規則第三七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県建築基準法施行細則の規定は、平成十一年五月一日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成十一年四月三十日以前に確認の申請がされた建築物に係る第十七条及び第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の大分県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている報告書その他の書類は、新規則の相当規定に基づいて提出された報告書その他の書類とみなす。

附 則（平成一二年規則第七二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の普通河川取締条例施行規則、大分県河川管理規則、港湾区域等における行為の規制に関する規則、大分県港湾施設管理条例施行規則、大分県砂防指定地管理規則、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、宅地造成等規制法施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、都市計画法による建築等の許可の申請の手続等に関する規則、都市計画法施行細則、大分県建築士法施行細則又は大分県建築基準法施行細則（この項において「普通河川取締条例施行規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の普通河川取締条例施行規則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成一二年規則第一二二号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十四号様式の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第六一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二十条及び第二十一条の規定に関わらず、法第十二条第一項及び第二項に基づく報告については、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一七年規則第一一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二六号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第五七号）

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則（平成二一年規則第七〇号）

この規則は、平成二十一年十二月二十一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第八一号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(定期報告)

- 2 この規則による改正後の第二十条第一項の規定により三年ごとに行う定期報告の最初の年は、次に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める年とする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「政令」という。）第十六条第一項第三号に掲げる建築物（第三号に掲げる建築物を除く。） 平成二十八年
- 二 政令第十六条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる建築物 平成二十九年

- 三 政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（旅館及びホテルの用途に供する建築物に限る。） 平成三十年

(特定建築設備等の経過措置)

- 3 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）附則

第二条第四項に規定する小荷物専用昇降機及び防火設備については、改正後の第二十一条第二項の規定にかかわらず、同令附則第二条第四項の規定により読み替えて適用する建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項の規定による報告の時期は、この規則の施行の日から平成三十一年五月三十一日までとする。

附 則（平成三〇年規則第四一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

意見の聴取請求書

年 月 日

大分県知事 殿

請求者  
住所  
氏名  
⑩

建築基準法第 条 第 項の規定により、次のとおり意見の聴取を行うことを  
請求します。

1 請求の趣旨

2 その他

## 第2号様式(第14条関係)

上  
危  
険  
物  
場  
調  
書

1 申 請 者 住 所					
2 申 請 者 氏 名					
3 設 置 場 所					
4 工 場 名					
5 原 材 料 名		6 製 品 名			
工 場 関 係	7 申 請 に 係 る 作 業 及 び 設 備 の 概 要				
		現 在	申 請 に よ る 増 加	申 請 に よ る 減 少	合 計
	8 敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	9 建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	イ 作 業 所	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	ロ 事 務 所	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	ハ 倉 庫	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	二 厚 生 施 設	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	ホ そ の 他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	ヘ 合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
11 原 動 機	KW	KW	KW	KW	
12 作 業 員 数	人	人	人	人	
危 険 物 関 係	13 常 時 貯 藏 す る 危 険 物		14 製 造 所 又 は 他 の 事 業 を 営 む 工 場 に お い て 处 理 す る 危 険 物		
	イ 品 名	ロ 最 大 数 量	イ 品 名	ロ 最 大 停 滞 量	

(注) 危険物とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいう。

第3号様式(第14条関係)

## 尿尿浄化槽設置概要書

年 月 日

建築主事 殿

設置者の住所

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



電話番号

尿尿浄化槽を設置したいので、大分県建築基準法施行細則第14条第1項第2号の規定により届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他		
3 处理の対象	①尿尿のみ	②尿尿及び雑排水	
4 当該浄化槽において処理する尿尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m <sup>2</sup>		
5 処理対象人員及び算定期間	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/l	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤その他( )		
8 工事を行う予定の浄化槽事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称		登録番号
9 着工予定期日	年 月 日	10 使用開始予定期日	年 月 日
11 付近の見取図			
12 その他特記すべき事項			

行政手記入欄

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。
- 2 添付図書 イ 尿尿浄化槽構造図 ロ 設計計算書(合併処理浄化槽に限る)
- 3 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 4 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 5 12欄は、処理対象人員と使用予定期員が当面異なる場合にその使用予定期員を記入すること。

## 第4号様式(第16条関係)

許可申請書  
認定申請書取下げ届  
確認申請書

		年　月　日
大分県知事 建築主事		殿
届出者氏名		
許可申請書		
年　月　日付けで提出した認定申請書を取り下げたいので、大分県建築基 確認申請書		
準法施行細則第16条の規定により届け出ます。		
1 建築物の敷地の地名及び 地番		
2 建築物の用途、構造及び 規模		
3 建築主の住所及び氏名		
4 取下げる理由		
※ 土木事務所受付		※ 建築住宅課受付
	台帳記入	台帳記入
	年　月　日	年　月　日
	記入者印	記入者印

注 ※欄は、記入しないこと。

## 第5号様式(第17条関係)

工事監理者選定届  
変更

		年   月   日
建築主事 殿		
住 所 建築主 氏名		
年   月   日付け第              号で確認された建築物について、次のとおり、 工事監理者を <u>選定</u> するので、大分県建築基準法施行細則第17条第1項の規定により届け 出ます。		
1 建築物の敷地の地名地番		
2 建築物の用途・構造・規模		
3 選定又は変更の別	選 定      変 更	
4 旧 工 事 監 理 者	( 氏名 ( 所在地	)級建築士( 登録第 号 )建築上事務所登録第 号 電話
5 新 工 事 監 理 者	( 氏名 ( 所在地	)級建築士( 登録第 号 )建築上事務所登録第 号 電話
6 変 更 の 理 由		
※ 受 付		※ 備 考
	台 帳 記 入	
	年   月   日	
	記 入 者 印	

注 ※印の欄は記入しないこと。

## 第6号様式(第17条関係)

工事施行者選定届  
変更

		年   月   日
建築主事 殿		
住 所 建築主 氏 名		
年   月   日付け第              号で確認された建築物について、次のとおり、 工事施行者を <u>選定</u> するので、大分県建築基準法施行細則第17条第1項の規定により届け 出ます。		
1 建築物の敷地の地名地番		
2 建築物の用途・構造・規模		
3 選定又は変更の別	選 定	変 更
4 旧 工 事 施 行 者	氏 名 建設業の許可( )第 号 営業所名 所在地 電話	
5 新 工 事 施 行 者	氏 名 建設業の許可( )第 号 営業所名 所在地 電話	
6 変 更 の 理 由		
※ 受 付		※ 備 考
	台 帳 記 入	
	年   月   日	
	記 入 者 印	

注 ※印の欄は記入しないこと。

## 第7号様式(第17条関係)

## 建築主変更届

年 月 日

大分県知事  
建築主事 殿

届出者氏名

年 月 日付け第 号で許可された建築物について、建築主を変更するので、大分県建築基準法施行細則第17条第2項の規定により届け出ます。

1 建築物の敷地の地名地番			
2 建築物の用途・構造・規模			
3 旧建築主の住所 氏名			
4 新建築主の住所 氏名			
5 変更の理由			
※土木事務所受付	※建築住宅課受付	※備考	
	台帳記入	台帳記入 年月日 記入者印	
	年月日		
	記入者印		

注 ※印の欄は記入しないこと。

## 第8号様式(第18条関係)

## 工事取りやめ届

		年　月　日
大分県知事 建築主事 殿		
届出者氏名		
年　月　日付け第　号で許可された建築物の工事を取りやめた 確認された建築物の工事の一部を取 ので、大分県建築基準法施行細則第18条の規定により届け出ます。		
1 建築物の敷地の地名地番		
2 建築物の用途・構造・規模		
3 建築主の住所 氏名		
4 取りやめの理由		
※基本事務所受付	※建築住宅課受付	※備考
台帳記入 年　月　日 記入者印	台帳記入 年　月　日 記入者印	

注 ※印の欄は記入しないこと。

## 第9号様式(第19条関係)(その1)

## 施工状況報告書

				年 月 日		
建築主事 殿 大分県建築基準法施行細則第19条の規定により、下記のとおり、施工の状況を報告します。				建築主 住所 氏名		
1 報告書の作成者	工事監理者 住所・氏名	( )級建築士( )登録 第 号 所属 住所 氏名				
	構造担当者 住所・氏名	— — —				
2 設計者住所・氏名						
3 構造設計者住所・氏名						
4 工事施工者住所・氏名						
5 建築工事名称						
6 建築場所						
7 建築物の概要	造	地上	階	地下	階	延面積 m <sup>2</sup>
8 主要用途						
9 確認年月日番号	平成 年 月 日	第 号				
10 工事着手年月日	平成 年 月 日	11 施工の状況	工事完了			
12 確認を受けた後の変更事項						
13 基礎及び各階の配筋、コンクリート又は鉄骨の工事の施工状況						
14 工事現場の危害防止の措置状況						
15 建築物の安全、衛生、防火、避難等に関する事項	一般構造			避難施設等		
	構造強度			内装		
	耐火・防火構造			建築設備		
	防火区画等			各部分の高さ		
受付	備考					

第9号様式(その2)

	部 位	鋼材の種類	部 位	鋼材の種類
16 構造耐力上主要な部分に使用した鋼材の種類及び部位(使用した鋼材の品質保証書の写しを添付すること。)				
17 鋼材の流通経路等				
18 工場における鉄骨加工の状況	鉄骨加工工場	住所 名称		
	鉄骨加工の状況			
19 工場における鉄骨溶接加工に関する検査結果	検査者の住所・氏名			
	検査結果の概要			
20 工事現場における鉄骨工事の状況 (検査項目、検査方法及び検査結果等について記載し、必要に応じて写真等を添付すること。)	検査項目	検査方法	検査者の名称	検査結果
	柱脚部及び建て方工事			
	溶接工事			
	ボルト工事			
	その他			
備 考				

※ 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築工事の場合のみ記入してください。

## 第10号様式(その1)(第22条関係)

## 不適格建築物報告書

年 月 日

大分県知事 殿

大分県建築基準法施行細則第22条の規定により、次のとおり報告します。

報告者氏名

1 建築物の所有者の 住 所 氏 名					
2 建築物の管理者の 住 所 氏 名					
3 敷地の 位 置	地名地番				
	用途地域		防火地域		その他の 地域・地区
4 建築物の名称			5 建築物の用途		
6 敷 地 面 積			9 原動機台数		
7 建築面積の合計			10 原動機出力 合 計		
8 延べ面積の合計			11 原動機を使用 する作業場床 面積の合計		
12 不適格内 容					
13 危険物関 係					

14 建 築 物 棟 別 概 要	用	途	構 造				
	階	別	階	階	階	合 計	
	床	面 積					
	作業場の床面積						
	原動機の出力						
	原動機の台数						
15	そ の 他 参 考 と な る 事 項						
※ 現地調査事項					年 月 日 現地調査		
※ 土受 本事務 所付		※建築住宅課受付		※備 考			

注 ※印欄は記入しないこと。

第10号様式(その2)

建築物別概要追加書類

建築物棟別概要 (第2号)	用途			構造			
	階別	階	階	階	階	合計	
	床面積						
	作業場の床面積						
	原動機の出力						
	原動機の台数						

建築物棟別概要 (第2号)	用途			構造			
	階別	階	階	階	階	合計	
	床面積						
	作業場の床面積						
	原動機の出力						
	原動機の台数						

建築物棟別概要 (第2号)	用途			構造			
	階別	階	階	階	階	合計	
	床面積						
	作業場の床面積						
	原動機の出力						
	原動機の台数						

建築物棟別概要 <small>(第号)</small>	用途			構造			
	階別	階	階	階	階	合計	
	床面積						
	作業場の床面積						
	原動機の出力						
	原動機の台数						

建築物棟別概要 <small>(第号)</small>	用途			構造			
	階別	階	階	階	階	合計	
	床面積						
	作業場の床面積						
	原動機の出力						
	原動機の台数						

第11号様式(第23条関係)

道 路 位 置 指 定 申 請 書

年 月 日

大分県知事 殿

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。次の事項及び添付図書は、事実に相違ありません。

申請者 住所 氏名		⑪			
電話( )		番			
1 設計者住所氏名	電話( ) 番				
2 私道の位置					
3 用途地域		4 その他の地域・地区			
5 道路の概要	イ 図面の符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備考	
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積	m <sup>2</sup>	
6 開発の概要	イ 開発面積		m <sup>2</sup>	ニ 予定期間	
	ロ 区画数			着工 年 月 日	
	ハ 予定建築物			完了 年 月 日	
※受付欄		※決裁欄		※備考	
		指定番号 第 号			
		指定年月日 年 月 日			

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

### 第12号様式(第22条・第24条の2関係)

### 承諾書

## 建築基準法第42条第1項第5号 大分県建築基準法施行細則第24条の2

### 追路の位置の指定 の規定による私道の変更について、 私道の廃止

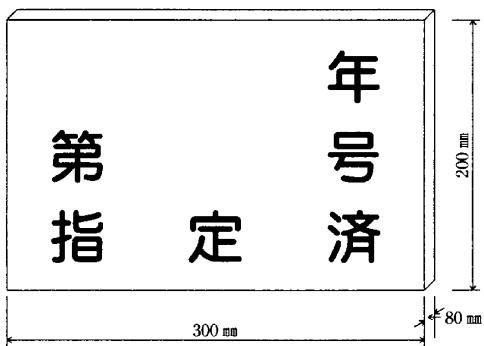
土地所有者 権利者 として異議なく承諾します。

承諾年月日	関係土地の地番	土地所有者 権利者	住所氏名	印
・	・	・	・	⑪
・	・	・	・	⑫
・	・	・	・	⑬
・	・	・	・	⑭
・	・	・	・	⑮
・	・	・	・	⑯
・	・	・	・	⑰
・	・	・	・	⑱
・	・	・	・	⑲
・	・	・	・	⑳

注 不要な字句は消すこと。

第13号様式(第21条関係)

位 置 の 標 誌



第14号様式(第24条関係)

工事完了報告書

年 月 日

大分県知事 殿

報告者 住 所  
氏 名

年 月 日付けで申請した道路位置指定に関する工事が完了したので、報告します。

道路位置指定書類審査終了年月日 年 月 日

道路位置指定予定番号 \_\_\_\_\_

※ 檢査年月日	※ 檢査員氏名
	①
※ 土木事務所受付	※ 備考

注 ※印の欄は記入しないこと。

第15号様式(第24条の2関係)

私道変更申請書

年 月 日

大分県知事 殿

私道を<sup>変更</sup>したいので、大分県建築基準法施行細則第24条の2の規定により申請します。

申請者 住所  
氏名 (印)

1 指定を受けた私道の位置				
2 指定年月日番号				
3 変更の理由 廃止				
4 変更後の私道の位置				
5 道路の概要	図面の イ 符 号	ロ 道路の幅員 m	ハ 道路の長さ m	ニ 備考
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
6 その他必要な事項	ホ 道路の長さの合計	m	ヘ 道路の面積 m <sup>2</sup>	
上木事務所受付		備考		

注 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

## 第16号様式(第26条関係)

## 認定申請書

年月日

大分県知事 殿

建築基準法施行令 第 条第 項第 号の規定による認定を申  
大分県建築基準法施行条例

請します。

住所  
申請者  
氏名

(印)

1 建築主住所氏名								
2 代理者住所氏名								
3 敷地関係	イ 地名地番							
	<input type="checkbox"/> 敷地面積	ハ 主要道路幅	ニ 敷地内の通路幅	ホ 建築面積の敷地面積に対する割合				
	m <sup>2</sup>	m	m	%				
4 建物関係	イ 主要用途	<input type="checkbox"/> 建築面積の合計	ハ 延べ面積の合計	ニ 最高の高さ				
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m				
5 地域等	ホ 棟別	用 途	構 造	階 数	棟 数	戸 数	建築面積	延べ面積
				階	棟	戸	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
6 計画を必要とする理由								
7 付近の状況								
8 免除条項								
9 工事予定期間	(着工) 年 月 日	(完了) 年 月 日						

※ 条 件				
土木事務所受付		建築住宅課受付	認定欄	年 月 日 第 号

- 注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。

第17号様式(第27条関係)

建築協定認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者氏名



建築基準法 第70条 第1項  
第76条の3第2項 の規定による建築協定認可を申請します。

1 申請者住所氏名						
2 申請位置						
3 地域		4 地区				
5 申請の目的						
6 協定事項	壁面線と道路までの距離					
	構造					
	外壁仕上及び色彩					
	軒高	一階	二階	三階	庇の高さ及び出	m m
	パラベットの高さ	m	m	m		
7 その他						
※ 土木事務所受付	※ 建築住宅課受付	※ 認可欄				

注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、白署することができる。

2 不要な字句は消すこと。

3 ※印の欄は記入しないこと。

第18号様式(第27条関係)

建築協定 変更 認可申請書  
廃止

		年 月 日		
大分県知事 殿				
		申請者氏名	(1)	
建築基準法第 条第 号の規定による建築協定 変更 認可を申請します。 廃止				
1 申請者住所氏名				
2 申請位置				
3 地域		4 地区		
5 申請の目的				
6 協定事項	イ 壁面線と道路までの距離			
	ロ 構造			
	ハ 外壁仕上及び色彩			
	ニ 軒高	一階 m	二階 m	三階 m
ヘ パラペットの高さ	m	ト 開口部の高さ	m	チ 最高部の高さ m
7 その他				
* 上木事務所受付	* 建築住宅課受付	* 認可欄		

注 1 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載し、押印をすることに代えて、自署することができる。

2 不要な字句は消すこと。

3 \*印の欄は記入しないこと。

第19号様式(第28条関係)

↑	<p>建築基準法による命令の公告</p> <p>建築物の所在地</p> <p>命令を受けた者の氏名</p> <p>この建築物は、建築基準法に違反しているので、<span style="float: right;">を命じた。</span></p> <p>注意</p> <p>1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。</p> <p>2 この命令に違反して、この建築物の工事を行った場合は、罰せられます。</p> <p>3 この建物は、行政代執行によりとりこわされることがあります。</p> <p>4 電気、ガス、水道の供給を保留するよう電気事業者等に通知しております。</p> <p>年      月      日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事</p>	↓
<p>&lt;———— 55cm —————&gt;</p>		

第1号様式（第7条関係）

（昭55規則16・全改、平6規則47・一部改正）

第2号様式（第14条関係）

（平5規則58・全改、平12規則72・一部改正）

第3号様式（第14条関係）

（平9規則21・全改、平12規則72・平12規則122・一部改正）

第4号様式（第16条関係）

（平11規則37・全改、平12規則第72・一部改正）

第5号様式（第17条関係）

（平11規則37・全改、平12規則72・一部改正）

第6号様式（第17条関係）

（平11規則37・全改、平12規則72・一部改正）

第7号様式（第17条関係）

（昭55規則16・全改、平9規則21・平12規則72・一部改正）

第8号様式（第18条関係）

（昭55規則16・全改、平9規則21・平12規則72・一部改正）

第9号様式（第19条関係）（その1）

（平5規則58・全改、平12規則72・一部改正）

第9号様式（その2）

（平5規則58・全改、平13規則33・一部改正）

第10号様式（その1）（第22条関係）

（昭55規則16・全改、平9規則21・平12規則72・一部改正、平15規則61・旧第18号様式（その1）繰上）

第10号様式（その2）

（昭55規則16・全改、平15規則61・旧第18号様式（その2）繰上）

第11号様式（第23条関係）

（昭58規則57・全改、平12規則72・一部改正、平15規則61・旧第19号様式繰上・一部改正）

第12号様式（第22条・第24条の2関係）

（昭55規則16・全改、平15規則61・旧第20号様式繰上）

第13号様式（第24条関係）

(昭55規則16・全改、平15規則61・旧第21号様式繰上)

第14号様式（第24条関係）

(昭55規則16・全改、平5規則58・平12規則72・一部改正、平15規則61・旧第22号様式繰上)

第15号様式（第24条の2関係）

(昭58規則57・全改、平5規則58・平12規則72・一部改正、平15規則61・旧第23号様式繰上・一部改正)

第16号様式（第26条関係）

(平11規則37・全改、平12規則72・平13規則33・一部改正、平15規則61・旧第24号様式繰上)

第17号様式（第27条関係）

(昭55規則16・全改、平9規則21・平12規則72・一部改正、平15規則61・旧第25号様式繰上)

第18号様式（第27条関係）

(昭55規則16・全改、平9規則21・平12規則72・一部改正、平15規則61・旧第26号様式繰上)

第19号様式（第28条関係）

(昭55規則16・全改、平12規則72・旧第28号様式繰上、平15規則61・旧第27号様式繰上)